

鹿児島県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する

同法第8条第1項の規定により、南薩土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和8年10月6日

鹿児島県知事

塩田康一



- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年10月7日から同年11月5日まで
- 3 縦覧場所
枕崎市役所農政課
指宿市役所耕地林務課
南九州市役所農林整備課